慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	制度局民法会議と蜷川式胤日記 : 明治法制史料拾遺(2)
Sub Title	The conference of civil law (1870-1871) and the diary by Ninagawa Noritane
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1969
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.42, No.8 (1969. 8) ,p.67- 84
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19690815-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

制度局民法会議と蜷川式胤日記

明治法制史料拾遺（2）

手塚　豊

明治二年八月から四年八月まで存続した太政官制度局において、わが国最初の民法編纂事業が行なわれたことは、すでに戦前から知られていたが、その詳しい内容は全く不明であつた。[1] それは、同会議に出席した箕作麟祥の談話[2]に、

明治三年には、太政官の制度局と云ふ所に、其時、江藤新平と云ふ人が、中弁をやつて居りましたが、民法（フランス民法である――手塚註）を、二枚か三枚訳すと、すぐ、それを会議にかけると云ふありさまでありました。これは変は変だが、日本で民法編纂会の始まりました元祖でござります。

とあり、また、江藤新平が三年十月二十六日に、三条実美（右大臣）に提出した意見書「国法会議の事」の中で[3]、

国家富強盛衰の根本も専ら国法民法施行の厳否に関係致し候趣、其上国法は所謂国人と交リテ信を止るの規則にして、則又民法の根本に相当り候故、既に民法会議も箇条により国法御確定無之ては纏り兼候事も有之云々（傍点・手塚）

と述べているのが、制度局で民法会議が行なわれたことを示すほとんど全ての史料にすぎなかつたからである。

ところが、昭和十九年に至り、石井良助博士によつて、制度局民法草案「民法決議」七十九ヵ条（フランス民法第一〇一条までに当る部分）が、覆刻、発表された[4]。それがため、制度局民法会議の成果がようやく明らかになつたのである。石井博士のこの紹介とほとんど時を同じくして小早川欣吾教授は、制度局民法会議の内容を示す東京上等裁判所「一記録」を公表された[5]。次の通りである。

明治三年庚午九月十八日太政官制度局ニ於テ民法会議ヲ開ク。中弁江藤新平、主任トナリ、大学大博士箕作麟祥、仏国民法翻訳講義ヲ為シ、権大史生田精、会務ノ事ヲ掌ル。三八ノ日ヲ以テ会日ト為シ、翻訳数葉成ル毎ニ書記ヲシテ数部ヲ謄写セシメ、会員

に分ツ。会員左ノ如シ

神祇官　少佑　福羽　美静
集議院　判官　神田　孝平
刑部省　大丞　水本　成美
大学　大丞　加藤　弘之
兵学大教授　赤松　則良
民部省　地理司　杉浦　譲
大蔵省　少丞　渋沢　栄一

右ノ外、納言、参議臨席シ、局中大史楠田英世、元田直、権大史長谷川深美、長茨、少史金井之恭、蜷川式胤等列席ス。此時ニ当リ、中弁ノ意、一章一疑議定スル毎ニ直ニ之ヲ実施セント欲セリ。而シテ開巻第一民権ノ字義ニ於テハ、吾邦開闢以来夢想シ得サル所ノ事ニシテ父子夫婦ノ権義ニ至ルマデ、一トシテ奇怪ノ事タラザルハ無ク、且訳字ノ雅馴ナラザルヲ咎メ議論坌涌徒ニ片言隻字ヲ論スルカ為メニ数月ノ会議ヲ費シ、一モ議定ニ至ルコトナシ。翌明治四年七月太政官改制ニ付廃会トナレリ。

この「記録」によつて、制度局民法会議の開始時期、その参加者並びに会議状況の片鱗が、はじめて判明したのである。すなわち民法会議は、三年九月十八日から四年七月まで毎月三と八の日に会議が続行されたが、遂に成案は得られなかつたのである。石井博士の紹介された「民法決議」は、この会議で編纂された未定稿と思われる。(6)

その後、石井博士は「『民法決議』について」(7)を発表されたが、これには前掲「一記録」が利用されている。

さらに、昭和三十四年、都立大学助教授利谷信義が、佐賀県立図書館で、あたらしい草案を発見された。「民法決議第一」と「民法決議第二」が、それである。前者は、石井博士の紹介された「民法決議」とほぼ同じ内容のもの、後者はその続編である。この「民法決議第二」（一一〇ヵ条）も、昭和三十八年、石井博士によつて、覆刻、公表された。(8)

この石井博士の発表直前、すなわち三十七年十二月、義塾法学部研究室は、白木屋の古書展において「御国民法」と題する民法草案の写本を購入した。司法省罫紙を使用していることから、写本そのものの浄書時期は、司法省成立（四年七月）以後であることは確実であるが、その内容は、前に述べた「民法決議」（「民法決議第一」）「民法決議第二」に該当する部分をふくむと共に、さらにその続編五十五ヵ条程に及ぶ未定稿である。昭和四十年、私は「御国民法――城井国綱本――」と題して、本誌にそれを覆刻、発表した。(9)「城井国綱本」と呼んだのは、原本の表紙にその署名があるからである。

制度局民法会議について、現在までの研究あるいは資料紹介は、以上の通りである。

最近、私は、前掲「一記録」にもその名のみえている蜷川式胤(10)は、明治美術史において注目すべき人物であることから、彼に関する多くの研究があり――これまでそれに気付かなかつたことは、私の浅学菲才、寔に慚愧の至りである――さらに彼の遺族のもとに

は、明治初年の彼の日記類が、鄭重に保存されていることを知った。私は、彼の日記の中に、民法会議に関する記事があるものと期待したのである。過日、私は京都の蜷川邸を訪れ、式胤の曽孫にあたられる親継、親正両氏の御好意により、式胤関係文書を一覧する機会を得た。式胤の日記は、明治五年度以降が、公私共に非常に精細であるのに反し、それ以前はきわめて簡単で、しかも私事についての断片的な備忘録とでもいうべき記述が多く、公事についての記述はすくない。しかし、二年の日記「東京下向記」に散見する制度取調関係人名の覚書は、当時、いかなる陣容で制度調査が行なわれていたかを直接に物語る珍重すべき資料であり、また、三年の日記「東京往来記」の中に書かれている「制度取調名目」並びにその日記中に綴り込まれている民法会議出席者についての文書は、共に簡単なものではあるが、民法会議のこれまで全く知られていない一側面をそれぞれ示す貴重な記録である。

明治二年五月、東上を仰付けられた京都の蜷川式胤（図書）は、六月十四日、東京着、同月二十日、参与副島種臣（次郎）に面会、新政府への出仕を正式に命ぜられたが、同日の日記に次のごとく記している。

廿日朝副島へ参面会午時比ニ官へ被出候様被申昼比ニ参リ面会申入候処八ツ比ニ至リ廿二日被出候様ノ弁事ヨリ書状参リ候へ共退出不出来八ツ半時先刻ノ書面ニ廿二日御達ニ相成処今日ニ相成由ニテ七ツ比ニ坊城殿より御達シ相成御書付写ノ通リ退出不出来夕方ニ及テ副島面会廿二日より四ツ時分出ル様ニ被申渡退出

「坊城殿」は、行政官弁事坊城右大弁宰相（俊政）[11]である。その「御書付」すなわち辞令は「蜷川図書　制度取調御用掛申付候事　六月弁官事」というのであり、蜷川はそれを七月四日の日記の条に書き残している。

かくして、六月二十二日に初出庁に及んだが、同日の日記には、

廿二日　行政官内ニ制度局有之

福羽、神田……五人同勤　下役録事二人筆生一人給仕二人

と述べている。同年五月十八日、制度寮が廃止されて以来、制度取調に関する特別の部局はなく、制度取調御用掛を任命して諸制度の調査、立案に当らせていたが、これは俗に「制度取調所」と呼ばれた[12]。しかし、蜷川日記には「制度局」とあるから、そうした俗称も別にあったのかも知れない。あるいはまた、制度取調御用掛の部局という抽象的な意味で、蜷川だけがそうした名称を用いたとも考えられる。

つづいて、七月十二日の日記には、制度取調御用掛のメンバーが、次のように記されている。

取調御用掛

小川町表猿楽町　神羽　四位　駿河台正平橋内　神田　広平（まま）
岩□□町何処屋敷　加藤　弘蔵　赤坂紀州屋敷　小中村将曹
八丁堀地蔵橋　丸山　作楽　蜷川　図書

録事

駿河台紅梅坂　金井文八郎　飯蔵雁木坂下　久保田与一郎上地　安川文九郎

筆生
麻生一兵ヱ町川口　飯村　幸蔵　本所みどり町□□□
加出児郎屋敷内　横町松本八太郎地面者　本多郡司

これによると、筆生は二人いる。六月二十二日の記事の「筆生一人」は、誤りであろう。[13]

さらに七月二十八日の日記に、次のような記事がある。

七月十一日五辻殿より御達之写　同十一日
蜷川図書　信州長谷川
紀州小中村将曹
制度取調被仰付候事　右同役被仰付候也
七月十一日　太政官

「五辻殿」は、太政官少弁五辻安仲である。[14] 前述の六月二十日付辞令は、弁官からのものであつたから、改めて正式の辞令が出されたものと思われる。長谷川と小中村が「同役」というのは、蜷川と同じ辞令をうけたという意味であろう。[15] それにしても、十一日に蜷川と「同役」になつた筈の「信州長谷川」すなわち長谷川深美（昭道）の名が、七月十二日の日記のメンバーに洩れているのは、書き落しであろうか。それとも、そのメンバーは七月十二日現在ではなく、それ以前のもので、七月十一日からあらたに長谷川が加わつたのかも知れない。

八月四日の条にも、また制度取調の人名が、次のように書かれている。

制度取調人姓名

参議	副島　四位	鍋島	
神祇官少福兼制度	福羽　四位	津和野	月給二百両
集議院次官兼制度	丸山　作楽	鍋島	同　二百両
十四日頃御免ニ相成	神田（まま）　広平	美濃　之由	
大学校大丞兼制度	加藤　弘蔵	但馬仙石之由	月給二百両
制度取調被出候事兼制度	大学校助教也	旧幕ニ御用後紀州臣トナル	小中村省三	紀州	七月廿二日渡	月給五十両

八月十七日権少史月給五十六両一分二朱
八月七日図書老人ト申来（ママ）
七月二十二日月給五十両

同　六等官　常勤廿五両渡　蜷川　図書　右同断

同　十一日ニ被仰付候　権大史兼制度　長谷川深美　松代右同断

八月十七日
金井少史
安川権少史

録事
月給五十両
金井文八郎
安川久九郎（ママ）
新田ノ士分
柵倉

筆生
月給二十両
飯村　幸蔵
本多　郡司
弁官付旧幕ノ由ナリ

同日両人共主記

給仕
十四才斗リ成旧幕臣当太政官支配者共ノ与力又少サキ旗本忰之三人

副島種臣は、制度取調を所管する参議であつたのであろう。(16) また、神田孝平（公議所副議長――集議院下局次官）は、二年五月十八日付で「制度取調御用掛」を兼任していたが、七月十三日付でそれを免ぜられている。(17) 蜷川が「十四日頃御免ニ相成」と書いているのは、そのことであろうか。なお、この八月四日の記事に、八月五日以降の辞令などが書かれているのは、(18) 後日の加筆と思われる。

八月十五日、制度取調掛（俗称制度取調所）を母体として制度局が設けられた。(19) 制度取調のための部局が復置されたのである。それ以前からすでに「制度局」という俗称もあつたらしいことは、前に述べた。それを正式の名称にしたのである。しかし、そのことについては、蜷川日記はなにも述べていない。

さらに、十一月八日の条に、次のごとく制度局のメンバーを書いた記事がある。

九月廿五日於太政官坊城大弁殿より御達

蜷川権少史

転任少史

右

宣下候事

九月

太政官

九月廿五日転任
少史十一月十二日　十一月十八日
官符被下候事　従七位宣下

集議院判官　轟武兵衛事　照幡列之助（ママ）　神田　広平

同　　中助教　小中村省三清矩

同　　同　横山　由清

太政官権大史　正七位　長谷川深美

同　少史　蜷川　式胤

同従七位少史　金井文八郎

同　権少史　安井文九郎

主記　筆生也　飯村幸蔵

右九月下旬

此間制度局兼勤被仰付

神祇少副　福羽四位　仙石

大学大丞　加藤　弘蔵　紀州

東京住国学者　松代

新田

棚倉

川口

旧幕臣

本多　郡司　旧幕臣当時弁官支配

右は「九月下旬」のメンバーであるが、八月はじめのそれと比較すると、副島参議と丸山作楽の名がなく[20]、また一旦退いた筈の神田がふたたび入り[21]、そのほか、照幡判官[22]、横山中助教も新加入である。「旧幕臣」「川口」とあるのはいかなる人かわからない。

以上に掲げた蜷川日記によつて、制度局創立前後の時期において、制度取調に関与した人の氏名は判明する。官制を中心とする調査が行なわれたと思われるが、その具体的内容については、蜷川日記はなにも述べていない。しかし、江藤新平もまだ来任せず、また箕

作麟祥も在職しない時代であるから、民法編纂というがごとき事項は、全く議題にものぼらなかつたものとみていい。

三年の日記「東京往来記」の中の「制度取調名目」は、次の通りであり、六月二十二日の条に記されている。

制度取調名目

一 兵制　一 民法　一 商法　一 農法　一 工法
一 租税法　一 華族ノ式　一 在官式　一 礼 冠婚 喪祭
一 大礼 御即位 参賀 朝賀　一 楽　一 刑法

蜷川は、これについて何も説明していないが、私は、この時、制度局があたらしい調査目標を決定したものと理解する。「民法」は、「兵制」に次ぐ第二番目の項目に採りあげられているのである。それから三ヵ月後の九月から開始された民法会議は、その調査計画の具体化であつたとみていい。すなわち、制度局では、三年六月、それ以後の調査要項を決定、逐次、実際の調査活動をはじめたのである。

次に、民法会議出席者に関する文書というのは、三年の日記の末尾に綴り込まれており、その内容は次の通りである。[23]

制度局

後藤従四位出仕

制度局常勤

江藤中弁　浜田 生田権大史　松代 *長谷川権大史　深美

長州 長権大史　新田 *金井少史　*蜷川少史

当地人 *横山少史　由清 仙石 依田権少史　安藤 安川権少史

長州 杉山権少史　旧ハク 西脇主記　同上 *本多主記

因州 松田主記　大垣当分 福長主記

兼勤

津和野 *福羽四位　神祇少副 旧ハク(ママ) *神田広平　同上 *加藤 大学大丞

薩 水本大判事　旧ハク 赤松海軍局　同上 箕作中博士

同上(ママ) 渋谷少丞　同上 杉浦租税正

*印昨巳八月より不相替

三八ニハ民法会議ニ何も出仕也

手塚註　*印とゴチの文字は、原本の朱筆を示す。「旧ハク」は旧幕臣のことである。

この文書の中には、人名その他で誤りがなくはない。例えば、「神田広平」は「神田孝平」、「渋谷少丞」は「渋沢少丞」[24]のそれぞれ誤記である。また、「杉浦租税正」とあるのは誤解であつて、当時、杉浦(譲)は地理権正兼駅逓権正であつた。[25]さらに「赤松海軍局」というのも正確ではない。赤松は兵学寮海軍兵学大教授である。[26]維新直後、一時、海軍行政機関を海軍局と呼んだことがあつたから(元年閏四月から二年七月まで、軍務局内の一局)[27]、蜷川は、赤松を海軍の人という意味で「海軍局」と書いたのであろう。そのほか、安川権少史の肩書に「安藤」とあるのも、蜷川自身の思いちがいであろ

う。なぜならば、安川（繁成）は磐城の旧棚倉藩士であり、[28]旧藩主の姓は「阿部」であつて、「安藤」ではないからである。[29]同じ磐城の磐城平藩主が「安藤」であつたから、[30]それと間違えたものと思われる。また、「福長主記」とあるのは、「福永」が正しいようである。[31]

このように些少の誤記はあるにしても、右の文書は、民法会議発足当初、それに直接参加した人自らの筆に成るもの故、寔に貴重である。

まず、「＊印昨巳八月より不相替」というのは、＊印を付した人達は、制度局創設当初（二年八月）から、常勤または兼勤として同局に出仕していた人々という意味であろう。兼勤者の内、福羽四位（美静）、[32]加藤大学大丞（弘之）、[33]は、たしかに前掲蜷川日記の示すごとく、制度局以前から、制度取調に従事していた人々であり、神田は前にも述べたごとく若干の中絶はあるが、また同じである。常勤者の内、長谷川権大史（深美、昭道）、[34]金井少史（文八郎、之恭）、[35]本多主記（郡司、足国）、[36]蜷川少史（図書、式胤）等も、二年七月もしくはそれ以前から、制度取調に従事していた人々である。横山少史（由清）は、はじめ大学中助教として制度取調を兼勤したが（前掲蜷川日記十一月八日の条・参照）、後ち太政官権少史に転じて制度局常勤となり（年月日不明）、さらに民法会議発足の日（三年九月十八日）、少史に進んだ人である。[37]蜷川日記が、彼を「昨巳八月」以来「不相替」る一人としているのは、彼の制度局兼勤が、二年七月か八月（中助教は二年七月八日に設けられたもの故、[38]それ以前には遡れない）であつたことを示すものであろう。安川権少史（文九郎、繁成）、西脇主記[39]（飯村幸蔵と同一人と思われる）には＊印がないが、この二人はすでに早く制度寮以来、制度取調に参加しているから、[40]蜷川が＊印をつけ忘れたものと思われる。

＊印を付けられていない人の内、江藤新平（中弁）は、三年二月二日付で「制度取調専務」[41]を命ぜられているから、同年六月の調査要項の決定には当然参加したとみていい。否、彼こそが、制度局の調査要項の決定に、主導的役割を果した責任者であつたと思われる。とくに、民法についてみれば、箕作麟祥のフランス刑法翻訳をみた江藤が、民法の翻訳を慫慂したのが、二年末から三年はじめの頃のことと思われるから、[42]六月当時、彼が日本民法の編纂に積極的熱意を示したことは十分考えられる。兵制に次ぐ最優先調査事項として民法を掲げたのは、おそらく彼の発案によるものであろう。

後藤象次郎の場合は、三年八月十七日付で「制度御用掛」を命ぜられている。[43]当時、彼は「麝香間祗候」「国事御諮詢被為在隔日出仕」[44]であり、格別の本官に就いていたわけではないから、「制度御用掛」は兼勤ではなく常勤であつた。この任命は、民法会議の開催とは直接の関係はなく、彼が制度局の責任者に就任したのか、それとも民法会議の発足に際し、とくに江藤の上位に彼を据えてより慎重を期したのか、[45]その辺の事情はわからない。いずれにもせよ、蜷川文書の示すごとく、後藤も民法会議に出席したのである。しかし、その出席は、局の責任者としての臨席であり、会議の議長が江藤であつたことは疑いえない事実であろう。[46]

＊印を付されていないその他の常勤者の内、生田権大史（精）は、

民法会議発足（九月十八日）の前日、大学権少丞より太政官権大史へ転じてきた人である。[47] 前掲「一記録」によると、彼は「会務ノ事ヲ掌ル」とあるが、これは、会議の幹事であろう。この役のため、とくに彼が抜擢されたとも考えられる。長権大史(芟)は、三年十月五日の新任者であるから、民法会議発足後十数日を経て、制度局へ入つた人である。[48] 依田権少史(董)は、三年に、大学校少助教から権少史に転じたようであるが、その月日が不明のため、確言はできない。[49] 民法会議要員として太政官へ転入したのかも知れない。杉山権少史（孝敏）[50]、松田主記（本生）[51]、福長（永）主記（信治）[52] については、その就任年月日および前職なども不明のため、これまた確言はできないが、新任または太政官部内の配置替で、民法会議のため制度局へ入つたものと推定される。

＊印を付されていない兼勤者の内、渋沢栄一（租税正）は、八月十五日付で「本官ヲ以テ制度取調兼勤」（つづいて本官の方は、八月二十四日付で租税正から大蔵少丞へ転じている）[53]、水本成美（刑部大判事）は、八月二十五日付で「制度御用掛兼勤」[54]、箕作麟祥（大学中博士）は、八月二十七日付で「制度御用掛兼勤」[55]、赤松則良（兵学寮海軍大教授）は、ややおくれて民法会議発足直後の九月二十七日付で「本官ヲ以制度御用掛兼勤」をそれぞれ命ぜられている。[56] 杉浦譲（地理権正兼駅逓権正）については、詳しい官歴書をみる機会を得ないので断定はできないが、[57] おそらく他の兼勤者と同様に、八月か九月頃、制度局兼勤となつたのであろう。これら兼勤者は、正に民法会議のために、制度局へ出向した人々である。[58] そして彼等と従前より制度局に兼勤となつていた福羽美静（神祇少副）、神田孝平（集議院判官）、加藤弘之（大学大丞）等とが、その地位からみて、会議の主要メンバーであつたと思われる。[59]

民法会議の出席者について、前掲「一記録」と、蜷川日記とを比較してみると、兼勤者は完全に一致しているが、常勤者の方はかなりの相違がある。すなわち、前者には「大史楠田英世、元田直」がいるが、後者にはその記載がない。また、後者に記されている「後藤従四位」「横山少史、依田権少史、安川権少史、杉山権少史、西脇主記、本多主記、松田主記、福長（永）主記」は、前者には洩れている。[60] 「一記録」は、会議の約十年後に書かれた文書であるのに反し、蜷川日記は、会議当初の直接の記録であるから、当然この方が正確であろう。しかし、楠田、元田の両名は、蜷川日記の書かれた以後に、制度局へ転属となり、会議に参加したことが十分考えられる。[61]

なお、蜷川日記にみえている出席者全員が、民法会議の終りまで、それに関係していたとは必ずしもいえない。なぜならば、会議の途中、人事異動で局外へ去つた人もいたからである。例えば、水本大判事は四年二月二十日に免官、退職し、[62] 長権大史は同年五月八日に大学少丞へ転出、[63] 福羽少副は同年六月二十五日に本官兼官共に免ぜられている。[64] そのほか、常勤者の中で、太政官内の他の部局へ転出した人もいたかも知れない。[65]

以上に述べたごとく、制度局では三年六月に民法調査を決定、八月から九月にかけて、局外より有力メンバーを兼勤の形式で補充し、また、局内の陣容もととのえて民法会議を開催したこと、[66] 並びに

発足当初の会議出席者全員の氏名が、蜷川日記によつてはじめて明らかになつたのである。[67]この会議が九月十八日から始められ、翌四年七月の太政官制度の改革[68]までつづけられたことは、前掲「一記録」の示す通りである。

制度局民法会議関係者の遺族の家には、関係資料がいまなお死蔵されている可能性も十分考えられる。将来、さらにあたらしい資料が発見され、制度局民法会議の状況が一層明らかになることを、私は切に期待したい。

（1）当時の研究が、暗中摸索であつた状況は、星野通「明治民法編纂史研究」（昭和十八年）・八頁以下、拙著「明治初年の民法編纂――江藤新平の編纂事業と其の草案――」（昭和十九年）・司法資料別冊第二十一号・六頁以下等参照。

（2）大槻文彦著「箕作麟祥君伝」（明治四十年）・一〇一頁――一〇二頁。

（3）的野半介著「江藤南白」（大正三年）・下巻・三四五頁。

（4）石井良助「民法典の編纂――民法決議より民法仮法則迄――」・法学協会雑誌第五八巻二号・六一頁以下。「民法決議」は、第一編人事、第二編身上証書に関する規定である。

（5）小早川欣吾「旧民法編纂過程と旧民法典に関する論争に就て」・「続明治法制叢考」（昭和十九年）・二一一頁――二一二頁。「一記録」にみえている官名には、若干の誤りがある。すなわち、福羽は神祇官の「少佑」ではなく「少副」であり（註32・参照）、水本は刑部省の「大丞」ではなく「大判事」である（「元老院勅奏判任官履歴書」・五七枚裏）。

（6）石井博士は、「民法決議」を、その名称から、制度局の議決案と解されているが、私は「決議」の意味を、単なる取極めと理解し、それは未定稿であつたと考えている。詳しくは、拙稿「御国民法――城井国綱本――」・本誌第三八巻七号・八二頁参照。

（7）石井良助「『民法決議』について」・法律時報第二九巻（昭和三十年）一号・八六頁以下。

（8）石井良助「民法決議第三編至第五編」・法学協会雑誌第八〇巻二号・三九頁以下。この「民法決議第二」は、第三篇住所ノ事、第四篇失踪ノ事、第五篇婚姻ノ事（夫婦の権利義務の章を欠く）である。

（9）拙稿・前掲御国民法・本誌第三八巻七号・七五頁以下。「御国民法」は、民法前加篇、第一篇人事、第二篇身上証書、第三篇住所ノ事、第四篇失踪ノ事、第五篇婚姻ノ事、第六篇離婚（この篇は未完結）である。それらの成稿時期については、前掲拙稿・七九頁以下参照。

（10）治承年間、越中に発した蜷川家は、いくつかの家系に分れた。蜷川式胤は、京都真言宗東寺公人として活躍した京都蜷川家の出で、天保六年五月生、明治二年五月、新政府から「制度調査御用掛」として東上仰付けられ、同年七月、権少史、九月に少史に進み、四年十月、外務大録、五年一月、文部省八等出仕、八年三月、内務省博物館掛、十年一月、辞職、十五年八月、四十八歳で逝去した。彼は、明治初年における古美術研究、社寺宝調査、博物館運動の先駆者であり、自らも古美術品を蒐集、それを通じて、来朝中のシーボルト、モールス、キヨソネ等とも交遊をむすび、蒐集品の一部陶磁器を、ボストンおよびライプチヒの博物館へ寄贈した。また、彼の研究成果は、「観古図説」「徴古図説」等多くの著作として残

つている。彼に関する伝記あるいは研究として、猪熊信男「蜷川式胤事蹟」・蜷川第一編「蜷川式胤追慕録」(昭和八年)・二四頁以下、高瀬重雄「蜷川式胤とその学風」・越中史壇第二一号(昭和三十六年)・一頁以下、安藤更生「正倉院と蜷川式胤」・「奈良美術研究」(昭和三十七年)・一九一頁以下、坂井誠一「遍歴の武家――蜷川氏の歴史的研究」(昭和三十八年)・二〇七頁以下、蜷川親正「丹波蜷川城の京都蜷川氏」・鎮守の鳩第七〇号(蜷川氏特集号)(昭和三十九年一月)・二〇頁以下、同氏「蜷川氏の流れを現代に追つて」・「蜷川之郷土史」(昭和四十三年)・五三頁以下等がある。なお、佐々木三味氏が、その個人雑誌「茶道」に、昭和七年、蜷川式胤伝を執筆、連載されたとのことであるが(同氏「蜷川第一さん」・古美術第一四巻三号・昭和十九年・八四頁参照)、私は、その中の「蜷川式胤翁と観古図説」(茶道第三一号・一頁以下)以外は、みる機会をえない。因みに、佐々木三味氏は、その自伝「この道五十年」(十五)においても、式胤の美術史家としての業績にふれておられる(淡交・昭和四十一年三月号・七一頁)。これらの著述の中で、蜷川と制度局民法会議との関係に、直接ふれたものはみあたらない。

(11) 明治二年六月「官員録」・二枚表。

(12) 「法規分類大全」には、制度寮廃止の太政官布告(五月十八日)は載つているが、制度取調所設置の法令はでていない(官職門㈢・官制・太政官内閣㈡・二四七頁)。[これは、同書の誤脱ではなく、そうした法令は、実際でていないようである。また、他の法令の中にも「制度取調所」の名称がでているものはみあたらない。石井良助博士が、「制度取調所」は俗称であり、特別の部局名はなく、ただ制度取調御用掛を任命したといわれるのは、それがためであろう(石井・前掲民法典の編纂・国家学会雑誌・第五八巻・二号・六二頁)。ところが、「明治史要」には、二年五月十八日の条に「制度寮ヲ廃シテ制度取調所ヲ置キ云々」、同年八月の末尾の条に「是月、制度取調所ヲ改テ制度局ト称ス」とある(東大史料編纂所本・上巻・一四四頁、一六四頁)。また、制度寮選修であつた森有礼の官履書には「五月十八日　廃制度寮置制度取調所」とある(「百官履歴・下巻・四六頁)。いずれも「制度取調所」を正規の名称としているのである(なお、註19・参照)。これがため、かつて私も旧著においては、制度寮が改組されて制度取調所が設けられたと述べたことがある(拙著・前掲民法編纂・九頁)。しかし、ここで私は、そうした説明を取消し、石井博士の説に同意したい。「制度取調所」の名称が、法令上の根拠を欠くからである。蜷川日記に「制度取調所」の名がでていないことも、それが正規の名称ではなかつたことを裏付ける一傍証であろう。

(13) 飯村幸蔵(幸造)と本多郡司は、制度寮の筆生であつたから(明治二年五月「官員録」・五枚表裏)、同寮廃止後もひきつづき制度取調御用掛の筆生となつたのであろう。飯村については、註39、本多については、註36・参照。

(14) 五辻安仲は、明治二年七月九日、少弁に任ぜられている(「顕要職務補任録」下巻・二七頁)。

(15) 長谷川深美は、明治二年六月「官員録」によると、教導局御用掛に在職しているが(九枚表)、七月十一日に制度取調御用掛専任に転じたものと思われる。小中村将曹(省三、清矩)は、蜷川と相前後して制度取調御用掛となり、七月十一日に正式の辞令をうけたのであろう。なお、小中村はその後間もなく大学中助教に任ぜられ(月日不明であるが、中助教は二年七月八日に設けられた職であるから、それ以後である。「東京帝国大学五十年史」上巻・二〇頁――二

三頁、九五頁参照）、制度取調は兼職となり、翌三年（月日不明）、神祇大史に転じ、民法会議の際には、すでに制度局には在職していなかつた模様である。小中村の一般的経歴は、滝川政次郎「法制史・「明治以後に於ける歴史学の発達」（歴史教育研究会）・昭和八年・一八三頁――一八四頁にかなり詳しい。長谷川については、註34・参照。

(16) 蜷川が、制度取調御用掛就任に際し、副島参与の指示を仰いだ旨を、その日記（本書六五頁参照）に記しているのは、副島がその方面の担当者であつたことを物語つている。職制改革で、副島が参議に就任してからも（七月八日、前掲百官履歴・上巻・五一頁）、その事情は変らなかつたのであろう。

(17) 前掲百官履歴・下巻・五一頁。

(18) 長谷川の権大史就任、八月十七日発令の蜷川の権少史就任、金井の少史就任、安川の権少史就任、飯村、本多の主記就任などの記載である。長谷川の権大史就任は、蜷川日記に日付が書かれていないが、八月五日である（註34・参照）。

(19) 「朝報掲要」巻三の八月十五日の条に「制度取調所ヲ制度局ト改称ス」とある（「維新日誌」第二期第一巻・三九頁）。本書もまた「制度取調所」の名称を正規のものとしているが、私はそれを誤りと考える（註12・参照）。しかし、制度局設置の日付を明示しているのは、本書だけであるから（「明治史要」の場合は、註12・参照）、私は、日付については、一応、同書に従つた。なお、制度局設置に関する太政官達のごとき直接の法令もみあたらないが、同局が左院へ被管された三年八月十七日・太政官達にも「制度局ヘ達　左院ニ被管候事」（前掲法規分類大全・官職門㈢・官制・太政官内閣㈡・二五〇頁）とあるから、制度局の名称が正規のものであつたことは、確実である。

(20) 制度局設置の際、副島参議の直接の管轄下をはなれたのかも知れない。また、丸山は二年八月十一日に外務大丞に任ぜられたから（前掲百官履歴・下巻・五一四頁）、その時、制度取調兼勤を退いたのであろう。

(21) 神田孝平は、八月十四日、集議院下局次官から集議院判官に転じ、十月十四日、「制度取調掛助被仰付候事」となつている（前掲百官履歴・下巻・五一頁）。したがつて蜷川日記所載の「九月下旬」の制度局メンバーに加わつていることは、説明がつかないが、発令前から実際には参加していたのかも知れない。なおまた、神田の本官は、四年七月二十九日、枢密権大史に転ずるまでひきつづき集議院の判官であり（二年九月「職員録」・四三枚表、四年六月「職員録」・一一八枚表、前掲百官履歴・下巻・五二頁）、制度局は兼勤であつたにもかかわらず（「一記録」並びに蜷川日記共にそれを裏付けている。本誌六四頁、六八頁参照）、前掲十月十四日の辞令の文言が、あたかも常勤者に対するもののごとく書かれている理由はわからない。とくに「助」とあるのは、理解に苦しむ。

(22) 照幡寛胤（轟武兵衛、轟木武兵衛、烈之助、列之助）は、旧肥後藩士、文政元年生、明治二年はじめ、行政官権弁事に任ぜられ、待詔局御用掛兼勤、待詔局副主事、待詔局下局長官を経て、二年八月十四日、集議院判官、三年正月、弾正大忠、間もなく退任、六年五月、五十六歳で逝去した（明治一年三月「官員録」・五枚表、二年五月「官員録」・十枚裏、二年六月「官員録」・八枚裏、前掲顕要職務補任録・上巻・一一二四頁、一五一頁、「国民過去帳」明治之部・四三頁）。制度局兼勤となつた月日は明らかでないが、蜷川日記の示すごとく、八月はじめ頃には在職せず、九月下旬には加わつている

から、その任命は、八月か九月であつたと思われる。しかし、弾正大忠へ転じた際、この兼勤が解かれ、それがため、三年九月の民法会議の時には、最早、制度局には在職していなかつたのであろう。

(23) この文書は、「東京往来記」の十二月二十九日の条の次に綴り込まれている。この文書の次の頁には、十二月十日、十八日と書かれた簡単な記事がある。しかし、この記事は後ちの追加書き込みのようである。したがつて、三年の日記である前掲往来記は、十二月二十九日の条が末尾であり、その後に、民法会議のメンバーに関する覚書をとじ込んだものと推定される。

(24) 本文に引用した「一記録」では、明らかに「大蔵省　少丞渋沢栄一」となつている（本誌六四頁参照）。制度局関係者で「渋谷」姓の人はみあたらない。

(25) 杉浦譲は、三年七月二十八日、駅遞権正として地理権正を兼任し、四年三月、地理正に進み、同年七月の廃官まで在職した（前掲顕要職務補任録・下巻・二二二頁）。明治四年六月「職員録」によると、彼は駅遞司正にも在職しているから（上・三八枚裏）、地理正へ昇進の際、駅遞司の方も正に進み、兼任をつづけたのであろう（前掲顕要職務補任録は、駅遞司に関する任免を欠く）。なお、註57・参照。

(26) 赤松則良は、三年七月二十八日、民部権少丞、同年九月二十七日、海軍兵学大教授へ転じた（前掲百官履歴・下巻・三一一頁）。

(27) 小早川欣吾「明治法制史論」公法之部・下巻・二二七七頁参照。

(28) 安川繁成（文九郎）は、旧棚倉藩士、天保十年生、明治二年、権少史、四年十一月、少議生、その後、左院五等議官、工部少丞、工部大書記官、会計検査官、会計検査院部長などを歴任、三十年五月、退官、東京より代議士に当選したこともあり、また愛国生命社長にも就任、三十九年八月、六十八歳で逝去した（前掲国民過去帳・九九九頁――一〇〇〇頁）。明治二年五月「官員録」によると、彼は制度寮の書記として在職しているが（五枚表）、その後、太政官録事を経て二年八月十七日に権少史に昇進したことは、本文所載の蜷川日記が示す通りである（本誌・六五頁、六七頁、六八頁参照）。

(29) 棚倉藩最後の藩主は、阿部美作守正静である（前掲補任録・上巻・四四八頁）。

(30) 磐城平藩最後の藩主は、安藤対馬守信勇である（前掲書・四四八頁）。

(31) 当時の職員録をみるに、太政官主記として「源信治福永」という在職者はいるが（明治三年十一月「職員録」上・一四枚裏、四年六月「職員録」・一四枚裏）、「福長」姓の者はみあたらない。

(32) 福羽美静は、明治二年五月十七日すなわち制度寮廃止の前日、神祇官副知事として「制度取調兼勤」を命ぜられ、同年七月八日、神祇少副に任ぜられた（前掲百官履歴・上巻・二〇七頁）。制度寮は、いわゆる制度取調所を経て制度局になつたのである。制度寮廃止後、福羽に対して出された格別の辞令はみあたらないが、ひきつづき制度取調を兼勤していたのである。

(33) 加藤弘之は、明治元年十月二十九日に「政体律令取調御用掛」を命ぜられている（「加藤弘之自叙伝」・大正四年・年譜五頁）。この時は、議事取調局が制度を司つていたから（拙著・前掲民法編纂・八頁）、同局に出仕したのであろう。翌二年一月、彼は会計権判事に任命された（前掲自叙伝・年譜・五頁）。この時、御用掛が罷免されたか、兼勤となつたかはわからない。議事取調局が制度寮に改組された（二年四月十七日）以後（前掲拙著・八頁――九頁）、彼は同

寮の准撰修に在職している（二年五月「官員録」五枚表）。任命日は不明である。同年五月十九日すなわち制度寮廃止の翌日、学校権判事に任ぜられたが（前掲自叙伝・年譜五頁）、「本官ヲ以テ制度取調御用掛」を命ぜられ、さらに同月二十九日、「大学校権判事被免制度取調御用掛是迄ノ通リ」とされた（前掲法規分類大全・官職門㈢・官制・太政官内閣㈠・二四七頁）。その後、同年七月十九日、大学大丞に任ぜられた（前掲自叙伝・年譜五頁）。この時、制度取調御用掛如故の辞令はみあたらないが、福羽の場合と同様に（註32・参照）、制度局の時代まで引きつづき兼勤していたのである。

(34) 長谷川昭道（深美）は、旧松代藩士、文化十二年生、佐久間象山の門下、藩の郡奉行、明治元年五月、軍務局判事補、二年八月五日、権大史、四年七月廿九日、松代県権大参事、その後は、旧藩主真田家の顧問、明治三十年一月、八十三歳で逝去した（「松代町史」下巻・昭和四年・六四一頁――六四三頁、前掲顕要職務補任録・下巻・五頁）。なお、註15および18・参照。

(35) 金井之恭（文八郎）は、上野の人、天保四年生、維新後、江戸市政府に出仕、録事を経て、二年八月十七日、太政官少史、四年七月二十九日、太政官一等出仕、その後、太政官少書記官、大書記官、元老院議官などを歴任、二十四年、貴族院議員に勅選、四十年五月、七十五歳で逝去した（前掲顕要職務補任録・下巻・六頁、前掲過去帳・一〇三〇頁）。明治二年五月「官員録」によると、彼は制度寮の録事として在職している（五枚表）。制度寮廃止後、いわゆる制度取調所あるいは制度局において、ひきつづき制度取調に参加したことは、本文所載の蜷川日記が示す通りである（本誌六八頁、六五頁、六七頁参照）。なお、【彼が編纂した「顕要職務補任録」（明治三十六年）上下二巻は、現在、日本史家の座右の書として珍重されている。因みに、蜷川日記が、彼の肩書を「新田」としているのは、彼の出身地（上野佐波郡島村）が「新田之庄」であったからである（「群馬県佐波郡誌」・大正十二年・一五二頁）。

(36) 本多足国（郡司）は、山形の人、明治二年、太政官主記、その後、左院三等書記生、正院権大主記、太政官四等属、駅逓局六等属などを歴任、二十八年十二月、逝去した（前掲過去帳・四七七頁）。なお、註13および18・参照。

(37) 横山由清は、江戸の人、文政九年生、国学者、明治維新後、大学中助教、権少史を経て、三年九月十八日、少史、四年七月、権少史、その後、左院五等議官、四等議官、元老院少書記官などを歴任、十二年十二月、五十四歳で逝去した。「旧典類纂」、「刑法志略」など多くの法制史的著作がある（前掲顕要職務補任録・下巻・六頁、前掲過去帳・一三六頁――一三七頁、滝川・前掲法制史・前掲歴史学の発達・一八二頁――一八三頁）。なお、蜷川日記が彼の肩書を「当地人」としているのは、江戸出身の意味である。

(38) 前掲帝国大学五十年史・上巻・二〇頁――二三頁。

(39) 明治二年五月「官員録」によると、制度寮の筆生に「飯村幸造」がいる（五枚裏）。蜷川日記の「飯村幸蔵」と同一人であろう（註13・参照）。この飯村幸蔵が二年八月十七日に筆生から主記に昇進したことが、蜷川日記にみえている（註18・参照）。二年九月「職員録」によると、太政官主記に「飯村吉隆」がいるが（七枚表）、主記の中で、他に飯村姓の者はいないから、吉隆の通称が「幸蔵」または「幸造」であったと思われる。さらに三年十一月「職員録」によると、太政官主記に「西脇吉隆」がいる（上・十四枚表）。他に「吉隆」の名の者はいない。したがって、私は飯村吉隆（幸蔵または幸造）は、二年九月以降翌三年十一月までの間に、養子縁組そ

の他の理由で「西脇」と改姓したものと考える。しかし、残念ながらこの人の略伝は明らかでない。

(40) 蜷川日記によつて、二年「九月下旬」現在、安川権少史、飯村（西脇）主記が、制度局に在勤していることは確実であるが（本稿六八頁参照）、その後、太政官の他の部局へ転じ、翌年九月、民法会議発足に際し、ふたたび制度局勤務となつたと考えることもできるが、一応、本文のごとく推定した。なお、安川については註28、西脇（飯村）については註13、39・参照。

(41) 前掲百官履歴・上巻・八九頁。

(42) 拙稿「仏蘭西法典の移入」・歴史と生活第六巻五号（昭和十八年）・三五頁以下。

(43)(44) 前掲百官履歴・上巻・七九頁——八〇頁。

(45) 後藤象次郎が、制度局に来る前は、江藤が局内で最上位であつたと思われる。しかし、江藤を「制度局長」と呼ぶ説（園田日吉「江藤新平伝」・昭和四十三年・一一九頁、一二〇頁）には、私は同意できない。「局長」という名称が、当時用いられた確証がないからである。

(46) 民法会議における江藤の立場を、本文に引用した「一記録」は「主任」と称し（本誌六三頁参照）、箕作麟祥談は「会長」と呼んでいる（前掲箕作伝・一〇二頁）。これはいずれも「議長」の意味に理解すべきであろう。

(47) 生田精は、旧鶴田藩士、天保三年生、藩の家老、権大参事、明治二年十一月、大学権少丞、三年九月十七日、権大史、四年八月枢密権少史、その後、少内史、左院大議生、少議官、司法省御用掛、東京上等裁判所判事などを歴任、十四年十月、五十歳で逝去した。その編著に「涕涙余滴」、「畿道巡回日記」「民事慣例類集」「全国民事慣例類集」などがある。鶴田藩主松平武聡は、明治二年の転封前、石見浜田藩主であつた。蜷川日記が、彼の肩書を「浜田」としているのは、それがためである。最近、義塾助教授利光三津夫博士によつて、彼の経歴とその業績が、はじめて詳しく学界に公表された（「民事慣例類集の編輯とその編者達(一)(二)完」・本誌第四一巻七号・六三頁以下、八号・六三頁以下参照）。

(48) 長茨は、豊後の人、天保元年生、広瀬淡窓の門下で三洲と号す。万延年間、長州へ行つて奇兵隊に入り、また戊辰の役に参加、明治三年十月五日、新政府に招かれて太政官権大史、四年五月八日、大学少丞、その後、教部大丞、修史局一等修撰、一等編集官などを歴任、晩年は詩書に親しみ、二十八年三月、逝去した。六十八歳（吉田祥朔「近世防長人名辞典」・一五七頁——一五八頁、前掲顕要職務補任録・下巻・五頁）。彼は長州人ではないが、同藩と行動を共にしたので、蜷川日記が、彼の肩書を「長州」としているのであろう。

(49) 依田董は、旧出石藩士、文政九年生、維新後、大学権判事、少助教を経て、三年太政官権少史、その後、左院大掌記、一等書記生、五等議官を歴任、九年、七等判事、同年十一月、五十一歳で逝去した（前掲過去帳・七一頁）。蜷川日記が、彼の肩書を「仙石」としているのは、旧藩主の姓である。

(50) 杉山孝敏は、旧山口藩士、維新後、文部省、司法省に勤務し、大正五年に逝去したという（前掲防長人名辞典）。しかし、彼には太政官勤務の時代もあつた。すなわち、明治二年九月「職員録」の太政官権少史以下の個所（五枚裏——八枚表）にはその名のみえていない彼が、翌三年十一月「職員録」では、権少史として在職しているから（上・十三枚裏）、その間に、新任か他からの転任かはわ

からないが、ともかく権少史に就任したことは確実である。なお、彼が司法省在職中、法学課長、学校課副課長などを歴任（八年八月――十年十月）、創設期の司法省法学校の運営に尽力した事情は、かつて私が紹介したことがある（拙稿「司法省法学校小史(2)」・本誌第四〇巻七号・五八頁、六九頁、七五頁等参照）。

(51)(52) 松田本生、福永信治の両名については、残念ながらその経歴を知りえない。なお、福永については註31・参照。

(53) 前掲百官履歴・下巻・一四〇頁。「渋沢栄一伝記資料」には、八月十五日の条に「制度取調御用掛兼勤」の辞令を掲げるのみであつて（第二巻・四三二頁）、民法会議に参加したことを示す資料はみあたらない。

(54) 前掲元老院勅奏判任官履歴書・五七枚裏。

(55) 前掲箕作伝・年譜七頁。

(56) 前掲百官履歴・下巻・三一一頁。なお、註26・参照。

(57) 杉浦譲は、旧浜松藩士、駅逓権正、地理権正、地理正、地理頭、内務省地理局長などを歴任、明治十年八月、現職のまま逝去した人であるが（前掲顕要職務補任録・下巻・二二二頁――二二三頁、なお、註25・参照）、私はまだその伝記も官歴書もみる機会をもたない。大方の御教示を乞う次第である。

(58) 水本成美だけについてみれば、刑部卿嵯峨実愛の日記によつて、彼が民法会議出席のため、刑部省から派遣された事情を、すでに私が考証したことがある（拙稿・前掲御国民法・本誌第三八巻七号・七六頁――七七頁）。水本の略伝は拙稿「明治法制史上に於ける水本成美」・尾佐竹猛編「明治文化の新研究」・三四五頁以下参照。

(59) 本文に引用した「一記録」によると、江藤を「主任」（この名称については、註46・参照）、兼勤者を「会員」、局内者を「列席」と称している。ただ箕作だけは「会員」と明記されていないが、前後の文章から判断してやはり「会員」としていたのであろう（本誌六三頁参照）。「列席」の意味が単なる書記役ならば、蜷川日記の示すごとく多人数である点が理解しがたいし、また傍聴人ならば、蜷川日記がとくにその氏名を明記する必要もなかつたであろう。したがつて、「会員」も「列席」も特別の区別はなく、共に会議の構成員であり、ただ主要メンバーか否かのちがいであつたと、私は考えたい。もつとも、主記の出席者は主として書記役であつたろう。

(60) 「一記録」の執筆時期については、小早川教授も明示されていないが、その内容は、同教授の引用されている限りにおいても、明治三年から十二年までに及んでいるから（前掲法制叢考・二一一頁、二二七頁）、その成稿時期は早くとも十二年以前に遡ることはできない。

(61) 楠田英世は、旧佐賀藩士、天保元年生、戊辰戦争に参加、新潟県知事、大学少丞、大学大丞などを経て、三年閏十月三日、大史、四年八月、司法省少判事、その後、中判事、明法頭、大検事、三等判事などを歴任、九年四月、元老院議官、十七年四月、退職、三十九年十一月、七十七歳で逝去した（平凡社版「大人名辞典」第二巻・二七六頁、前掲元老院勅奏判任官履歴書・五四枚表以下）。その大史在職期間からみて、制度局に配置され、民法会議に参加した公算はある。

元田直は、豊後の人、天保五年生、維新後、内務事務局判事、度会府判府事を経て、二年八月十四日、大史、四年十二月、岡山県権大参事を命ぜられたが、辞して赴任せず、その後、代言人となり傍ら法律の塾を開く。十四年、長崎上等裁判所判事、間もなく退職、二十年、東京府立尋常師範学校長、大正五年二月、八十三歳で逝去し

た（前掲大人名辞典・第六巻・三〇九頁、前掲顕要職務補任録・下巻・四頁、雑司ヶ谷墓地の墓碑文）。ところで、前掲人名辞典の彼の略伝中には「太政官大史に転じ、記録取調掛に任ぜられ太政類典、制度沿革考を著した。また箕作麟祥と共にフランス民法を審議し、日本新民法数百巻を草したが、のち数年皇宮の災により悉く灰燼に帰した。幾くもなく岡山県権大参事に任ぜられ云々」という注目すべき記事がある。彼が赴任しなかつたという岡山県権大参事への任命は、四年十二月二日であるが（内閣文庫蔵「府県史料」の内「岡山県史料」第三十八冊）、それより数ヵ月前の七月二十九日、大史廃官によりその職を罷めている（前掲顕要職務補任録・下巻・四頁）。彼が「大史」の時代に「箕作麟祥と共に」関係したという「日本新民法数百巻」というのは、制度局民法草案以外には考えられない。「皇宮の災云々」は、明治六年五月の宮城の火災で、政府保管の草案が焼失したという意味であろう。この人名辞典の記事が正しければ、元田は、民法会議発足後、時期は明らかでないが、制度局勤務となり同会議に参加したことが確実である。なお、この人名辞典の記事の典拠は「速見郡史、墓碑」となつている。しかし、「豊後速見郡史」（大正十四年）所載の元田伝（五七六頁――五七七頁）、雑司ヶ谷墓地の墓碑文のいずれをみても、そうした記述はない。とすると、雑司ヶ谷以外に別の墓碑があるものと考えられるが、私はまだその所在を確めえない。大方の御教示を乞う次第である。

(62) 前掲元老院勅奏判任官履歴書・五七枚裏。

(63) 註48・参照。

(64) 前掲百官履歴・上巻・二〇八頁。

(65) 明治四年六月「職員録」によると、民法会議に関係した大史以下の人達は、長権大史をのぞいて、全員太政官に在職している（十二枚裏――十四枚裏）。しかし、太政官部内で制度局以外へ転出していたかどうかはわからない。なお、後藤象次郎は四年六月二十八日に工部大輔に任ぜられたから（前掲百官履歴・上巻・八〇頁）、この時限り制度局を離れたのかも知れない。

(66) 民法会議だけのためではなく、六月の調査要項の決定で、調査業務の一般的繁忙を予想し、局内の強化、整備を計つたのかも知れないが、それにしても、当面の目標が民法会議であつたことはたしかであろう。なお、十一月になると、さらに国法会議が、毎月二と七の日に開かれはじめた。これは江藤の建策にもとづく憲法調査であるが（前掲南白・下巻・三四四頁以下）、この会議の詳しい状況も不明で、ただ後藤象次郎（前掲百官履歴・上巻・八〇頁）、楠田英世（前掲元老院勅奏判任官履歴書・五五枚表）、加藤弘之（前掲自叙伝・年譜五頁）等が、出席の辞令をうけていることが確認されるにすぎない。

(67) 会議が、毎月三と八の日に開かれたことは、「一記録」並びに蜷川文書の双方にみえている。三年九月十八日から翌年七月まで、同じテンポで会議が進行したとすれば、前後六十数回に亘つて会議が行なわれたことになる。なお、制度局は、三年一月二十八日、大史局の分局となつたが（拙著・前掲民法編纂・一一頁）、民法会議には格別の影響はなかつたと思われる。

(68) 明治四年七月二十九日太政官達で、太政官職制章程が定められ、官制が全般的に改正された（前掲法規分類大全官職門㈠・官制・太政官内閣㈠・一四五頁以下参照）。これにより、大史以下の職も更新され、従来の在職者は罷官となつた。そして制度局自体も、八月十八日、新設の左院へ吸収された（拙著・前掲民法編纂・二四頁参照）。しかし、同局の実際上の機能は、七月二十九日を以て終了し

ていたものと思われる。

後記　蜷川日記の閲覧は、京都蜷川家の当主で東京におられる蜷川親継氏の御好意にもとづき、京都蜷川邸をあずかつておられる親正氏の御配慮によつたものである。また、口絵写真は、親正氏から御提供をうけたものを利用させていただいた。ここに記して、深く感謝の意を表したい。さらに、文書の判読については、文学部講師高橋正彦氏の御教示をうけた。謹んでその学恩を謝す。